

ぐんま電子入札共同システム運用基準

1 趣旨

群馬県 CALS/EC 市町村推進協議会に参加する群馬県及び市町村がぐんま電子入札共同システム（以下、「本システム」という。）を用いて入札及び入札に関連する事務取扱について、地方自治法、同法施行令その他の関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 適用範囲

この基準は、電子入札で行うものとして、あらかじめ参加団体が指定及び公表する調達案件（以下、「電子入札案件」という。）に適用する。但し、本運用基準の規定を適用することが望ましくないと発注担当者が判断した場合はこの限りではない。

3 用語の定義

この運用基準において用いる用語の定義は次のとおりとする。

(1) 協議会

本システムを開発し、運営する主体である「群馬県 CALS/EC 市町村推進協議会」のことをいう。

協議会は、群馬県と県内市町村が、CALS/EC（公共事業等支援統合情報システム）の円滑な推進に向けて、相互に連携することを目的として設立された。

(2) 参加団体

協議会に参加する県及び市町村のことをいう。

(3) 利用者

本システムを利用する個人または法人をいう。

(4) ぐんま電子入札共同システム

参加団体が発注する調達関連業務を行うための情報システムをいう。

本システムは次のサブシステムから構成される。

電子入札システム

入開札及びこれに付随する事務を電子的に執行するためのシステム

入札参加資格受付システム

入札参加資格申請及びその受付を電子的に行うシステム

入札情報公開システム

発注案件情報、開札結果及び入札参加資格者名簿等を電子的に公開するシステム

(5) 平日

次に示す日を除く日をいう。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第17号）に規定する休日

12月29日から翌年の1月3日までの日（前項に掲げる日を除く。）

(6) 電子入札

本システムを使用して、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することが出来ない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する入開札及び見積合わせに関わる業務をいう。

(7) 紙入札

本システムを使用しないで、従来の紙による入札書、見積書を使用した入開札及び見積合わせに関わる事務をいう。

(8) ICカード

電子署名法及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子証明書が格納された電子入札用ICカードをいう。

(9) ID / パスワード

本システムが、利用者を特定するために発行するID / パスワードをいう。

協議会は、参加団体の職員に対して本システムの利用の権限に応じたID / パスワードを発行する。

協議会は、入札参加資格者名簿に登載された業者に対して、入札参加資格申請を行うための入札参加資格申請用と、入札に参加するための入札用の2種類のID / パスワードを発行する。

(10) 発注担当者

各参加団体において、発注にかかる業務を担当する者をいう。

(11) 受注者

本システムを用いて入札を行う者及び入札参加資格申請を行う者をいう。

4 運用時間

4 - 1 本システムの運用時間

本システムの運用時間はサブシステム毎に定め、原則として次のとおりとする。なお、次の定めに関わらずシステムメンテナンス等により本システムを停止する場合がある。

(1) 情報公開システム

発注者用のシステムは平日の午前8時から午後8時の間

受注者・県民向けのシステムは、24時間365日

(2) 情報公開システム以外

発注者用のシステムは平日の午前8時から午後8時の間

受注者・県民向けのシステムは、平日の午前9時から午後5時の間

4 - 2 ヘルプデスクの運用時間

協議会は、本システムの運用にあたって、利用者からの本システムの操作方法に関する質問、システム障害等に対する対処方法等に対応するためにヘルプデスクを設置する。

質問等は、電話によるほか、電子メール及びFAXにおいても受け付ける。

ヘルプデスクの受付時間は、電話による受付は平日の午前9時から午後5時までとする。電子メール及びFAXによる受付は24時間受け付けるが、回答は利用時間内に行うこととする。また、問い合わせの内容及び問い合わせの時間によっては翌日（翌日が平日でない場合は、翌日以降の平日）

となる場合がある。

5 電子入札による調達案件の取り扱い

発注担当者は、電子入札案件については、5 - 1 から 5 - 2 に示す場合を除いては、入札に参加する者または入札に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という。）の紙入札による参加を認めない事とする。発注担当者は、入札に参加する者または入札に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という。）が紙入札による参加を希望する場合は、紙入札参加申出書（様式 1 号）を提出させなければならない。

また、発注担当者は 5 - 3 に示す場合は入札参加者に対し紙入札による参加に変更出来るものとし、変更した場合は紙入札移行通知書（様式 2 号）により変更となる入札参加者に対し通知をしなければならない。

なお、いずれの場合も入札参加者が既に本システムにおいて入札書を提出済みの場合であっても、該当の入札書は開札しないものとする。

5 - 1 当初から紙入札での参加を認める基準

- (1) WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 2 3 号）の適用を受ける発注案件（以下、「WTO 案件」という。）の場合
- (2) IC カードが失効、閉塞、破損、登録内容の変更等で使用できなくなり、IC カード再発行の申請（準備）中の場合
- (3) その他、発注担当者がやむを得ない事由であると判断した場合

5 - 2 電子入札から紙入札への変更を認める基準

1 4 - 2 に示す場合

5 - 3 発注担当者の責による紙入札への変更の基準

- (1) 発注担当者の錯誤により、電子入札案件に参加できない者を電子入札案件に指名した場合
- (2) 1 4 - 1 に示す場合で、発注担当者が紙入札による執行が必要であると判断した場合

6 調達案件の設定等

6 - 1 各受付期間等の時間設定

発注担当者が本システムに発注案件を登録する場合は、以下に示す基準により各受付期間等の時間設定をおこなうこととする。

- (1) 入札書受付締切日時は、開札予定日の前日の午後 4 時を基準とする。
- (2) 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）第 20 条及び WTO 協定等に定める期間については、指名の通知または入札の公告を行った日から入札書受付締切日までの期間とする。
- (3) 内訳書開封予定日時は、事前準備に要する最低時間を勘案して時間設定をする。
- (4) 入札書受付開始の日は、入札書受付締切日の 3 日前を基準とする。
- (5) その他の期間等日時の設定にあたっては、各入札方式とも従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする

6 - 2 入札説明書等の電子ファイルの形式

発注担当者は、本システムに入札説明書等を電子ファイルで添付する場合は、原則として、書き換えの出来ない PDF（ACROBAT3 以降のバージョン）により作成する事とする。工事費内訳書、

申請書等の入札参加者が提出のために、編集を要する場合については、次の電子ファイルの形式により作成する事とする。

Microsoft Word	:	Word97 以降で、発注担当者が認めたバージョンで保存
Microsoft Excel	:	Excel97 以降で、発注担当者が認めたバージョンで保存
一太郎	:	一太郎 6.3 以降で、発注担当者が認めたバージョンで保存
テキストファイル	:	拡張子 TXT または CSV (カンマ区切り)

電子ファイルの圧縮を行う場合は、ZIP または LHA 形式を使用することとするが、自己解凍方式は使用しないものとする。

6 - 3 公告日、公表日以降の調達案件登録情報の修正

告示日又は公表日以降において、調達案件登録情報について錯誤が認められ修正する必要がある場合は、発注担当者は以下の手順により速やかに再登録を行うものとする。

- (1) 修正が必要となった案件は、新規調達案件として登録する。
- (2) 既に登録している修正が必要な調達案件には参加できないよう、以下の措置をとったうえで調達案件登録すること。

修正する調達案件に対して参加資格確認申請が行われるのを防ぐため、参加資格確認申請締切日時を受付開始日時の 1 分後に変更する。

件名に修正登録を行い、修正する調達案件である旨を入札参加者に示す。

7 参加資格確認申請、工事費内訳書等

発注担当者は、電子入札発注案件において一般競争入札方式、公募型指名競争入札方式、工事希望型競争入札方式、簡易公募型競争入札方式により発注した場合は、参加を希望する者（以下、「入札参加希望者」という。）に対して、原則として本システムによる参加資格確認申請等を求める事とする。また、案件により工事費内訳書等の提出を要する場合についても同様に本システムによる提出を求める事とする。

7 - 1 関係書類の電子ファイルの形式

発注担当者は、入札参加希望者または入札参加者（以下、「入札参加者等」という。）に対し本システムにより電子ファイルの提出を求める場合は、原則として書き換えの出来ない PDF (ACROBAT3 以降で、発注担当者が認めたバージョン) による作成を求める事とするが、必要に応じて次のアプリケーションソフト及びファイルの形式についても認めることが出来る事とする。

Microsoft Word	:	Word97 以降で、発注担当者が認めたバージョンで保存
Microsoft Excel	:	Excel97 以降で、発注担当者が認めたバージョンで保存
一太郎	:	一太郎 6.3 以降で、発注担当者が認めたバージョンで保存
画像ファイル	:	JPEG 形式、GIF 形式、TIFF 形式

電子ファイルの圧縮を認める場合は、ZIP、LHA 形式を指定することとするが、自己解凍方式は認めないこととする。

7 - 2 本システムによらない関係書類の提出方法

発注担当者は、次に示す場合については、本システムによる提出ではなく郵送もしくは持参による提出を求めることとする。

- (1) 入札参加者等が提出する電子ファイルの容量により、本システムへの登録が困難な場合
- (2) 案件の内容により、本システムによる提出が困難または適当でない認められる場合

7 - 3 ウイルスの感染

発注担当者は、提出された電子ファイルを直接閲覧等の操作をせずに、端末機に保存の後にウイルスチェックを行ってから閲覧等の操作を行うものとする。

提出された電子ファイルがウイルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、情報セキュリティ管理者に報告するとともに、当該電子ファイルを提出した入札参加者等と関係書類の提出方法を協議する事とする。また、当該参加者等に対し、ウイルス感染に至った経緯について報告させるとともに、再発防止の措置を講じるよう指導する事とする。

8 入札説明書・調達案件内容に対する質問回答

8 - 1 質問

発注担当者は、入札参加者等からの発注案件に関する質問は本システムにより受け付けることができるものとする。

8 - 2 回答

発注担当者は、本システムにより受け付けた入札参加者等からの質問に対する回答は本システムにより行うものとする。

9 入札書等

9 - 1 入札書の無効等

発注担当者は、入札参加者から提出された入札書が入札金額等の必要な事項の入力を欠いている場合のほか、次に該当する入札の場合は無効とする。

- (1) 工事費内訳書・工事費見積書（以下、「内訳書」という。）の添付を必要とする案件の場合で、内訳書等の添付が無い場合
- (2) 入札書が入札書受付締切日時以降に到着した場合

10 開札

発注担当者は、開札予定日時以降に本システムにより速やかに開札を行うこととする。

10 - 1 立ち会い

- (1) 発注担当者は、入札参加者が立ち会いを希望する場合は、それを認めなければならない。
- (2) 本システムによらないで電子入札案件に参加する者は、紙媒体の入札書を持参し開札に立ち会うこととする。
- (3) 開札に立ち会う者は、入札執行者の指示があるまで入札会場を退場する事が出来ない。
- (4) 入札に立ち会う入札参加者がいない場合は、入札に関係の無い職員を立ち会わせる事とする。

10 - 2 再度入札、再々度入札または不落随契について

落札となるべき金額を入札した者がいなかった場合には、参加団体の規定に基づき再度入札、再々度入札または不落随契（以下「再入札等」という。）行うことができる。

再入札等の時間については、午前中に開札を行った案件については、当日の午後4時から30分の間、午後に関札を行った案件については、翌日の午前11時30分から30分の間を実施することを基準として、発注担当者が案件毎に指示するものとする。

10 - 3 くじの実施について

落札となるべき金額を入札した者（以下、「落札候補者」という。）が複数あった場合の落札者の

決定については、参加団体が指定する日時、場所において落札候補者がひくくじにより決定する方法の他に、本システムによる電子くじにより決定することも出来るものとする。

電子くじを行う案件については、案件情報登録時にくじの方法を電子くじにより行う旨を明記する事とする。

くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、くじを実施する旨と対象者名、入札金額、実施日時、実施場所を当該案件の入札参加者全員に通知し、くじ実施後に落札者決定通知書を発行するものとする。

1 1 入札参加者のＩＣカード及びパスワード

1 1 - 1 電子入札に使用できるＩＣカード

各参加団体の電子入札に参加できる者は、該当案件を発注する参加団体の入札参加資格（以下、「入札参加資格」という。）を有する者のうち、本システムにＩＣカードの利用者登録が完了している者とする。

1 1 - 2 ＩＣカードの名義

ＩＣカードの名義は次のいずれかであること。

(1) 入札参加資格者名簿に登録してある者の代表者

(2) 入札参加資格者名簿に登録してある者の代表者から、入札・見積契約に関する委任を受けている者

なお、委任をする場合には、委任を行う参加団体全てに対して個別に委任状を提出すること。

1 1 - 3 ＩＣカードが失効した場合の取り扱い

本システムに利用者登録したＩＣカードの名義人が、当該企業に属さないこととなった場合、ＩＣカードの有効期限が終了した場合等により失効した場合は、当該ＩＣカードによる電子入札への参加を認めない。

ただし、当該企業において登録している他の有効なＩＣカードを用いて、電子入札に参加することが出来る。

1 1 - 4 経常建設工事共同企業体におけるＩＣカードについて

経常建設工事共同企業体（以下、「経常ＪＶ」という。）用に利用者登録可能なＩＣカードは経常ＪＶの代表構成員の代表者または、代表構成員の代表者から委任された者のＩＣカードとする。

経常ＪＶ用として利用者登録したＩＣカードは、代表構成員が代表構成員用として利用者登録する事は出来ない。

1 1 - 5 特定建設工事共同企業体におけるＩＣカードについて

特定建設工事共同企業体（以下、「特定ＪＶ」という。）用に利用者登録可能なＩＣカードは特定ＪＶの代表構成員の代表者または、代表構成員の代表者から委任された者のＩＣカードとする。

1 1 - 6 権限のない者のＩＣカードが使用された場合の取り扱い

入札、見積及び契約権限のない者のＩＣカードを使用して提出された入札参加申請書等又は入札書は、無効とする。

1 1 - 7 パスワードの管理について

入札参加資格を有する者に対し、パスワードを適切に管理し、６ヶ月に１度更新するよう指導するものとする。パスワードを失念した者には、パスワード再発行申立書（様式３号）により、遅滞

なく再発行の手続きをとらせるものとする。

1.2 ID/パスワードによる見積合わせ

ICカードではなく、ID/パスワードを使用した見積合わせを行う場合は、各参加団体において規程等の整備を行うこと。

発注担当者は、認証方式としてID/パスワードによる見積あわせを実施する場合は、入札方式として「随意契約方式・特定者・少額」、「随意契約方式・複数参加・少額」または「随意契約方式・オープンカウンタ・少額」を選択するものとする。

1.3 不正行為等

入札参加者がICカード、ID/パスワードの不正利用、虚偽の入札参加資格申請・入札書の提出等不正な行為により入札を行った場合、その他本システムの不適切な使用を行った場合は、指名停止等の適切な措置をとるものとする。

1.4 システム障害等について

1.4-1 参加団体のシステム障害

本システムのサーバ、ネットワーク及び関係機器・施設等、もしくは参加団体のネットワーク及び関係機器・施設等の障害により入開札業務が処理出来ない事が判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札業務の延期、紙入札への移行などの処置を行うこととする。

この場合は、本システムで連絡するとともに、本システム以外の確実な連絡方法（電話、FAX等）により入札参加者に必要な事項を連絡するものとする。

1.4-2 入札参加者側の障害について

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含む。）の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により複数の入札参加者が本システムによる入開札に参加できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、必要があれば入開札業務の延期、紙入札への移行などの処置を行うこととする。

この場合は、本システム以外の確実な連絡方法（電話、FAX等）により入札参加者に必要な事項を連絡するものとする。